

KPMG Japan e-Tax News

No.212 26 October 2020



TAX UPDATE

国税庁 — 新型コロナウイルス感染症に関する FAQ の更新

国税庁は 10 月 23 日、新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱いを Q&A 形式で網羅的に解説する以下の FAQ を更新しました。

■ 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ

この FAQ は 3 月 25 日に公表されて以来、たびたび更新されていますが、今回の更新では「5 新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係」の「所得税に関する取扱い」に、GO TO キャンペーン事業における給付金等の課税関係を解説する「問 9 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い」が追加されるとともに、以下の 7 つの設問とその回答が新たに追加されました。

(各種所得の区分と計算)

問 11. 日本から出国できない場合の取扱い

(日本の居住者が国内の住所地において外国法人の業務に在宅勤務する場合に、外国法人から支払われる給与の課税関係)

問 11-2. 海外の関連企業から受け入れる従業員を海外で業務に従事させる場合の取扱い

(海外親会社の従業員を内国法人の業務に海外で従事させる場合に、内国法人が支払う給与に係る源泉徴収義務の有無)

問 11-3. 一時出国していた従業員を日本に帰国させない場合の取扱い

(日本の居住者が一時出国し、その派遣期間終了後も当分の間引き続き海外で内国法人の業務に従事する場合に、内国法人が支払う給与に係る源泉徴収義務の有無)

問 11-4. 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合の取扱い

(海外に 1 年以上出向させていた従業員を日本に一時帰国させ、日本で外国法人の業務に従事させる場合に、内国法人が支払う留守宅手当に係る源泉徴収及び従業員の確定申告の義務の有無等)

問 11. から問 11-4. では、それぞれのケースについて、居住者・非居住者の該当性、国内源泉所得の考え方、源泉徴収義務の有無及び租税条約の適用等について、条文番号を交えながら考え方を整理しています。

(所得控除)

問 12. マスク購入費用の医療費控除の適用について

問 12-2. PCR 検査費用の医療費控除の適用について

問 12-3. オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.